

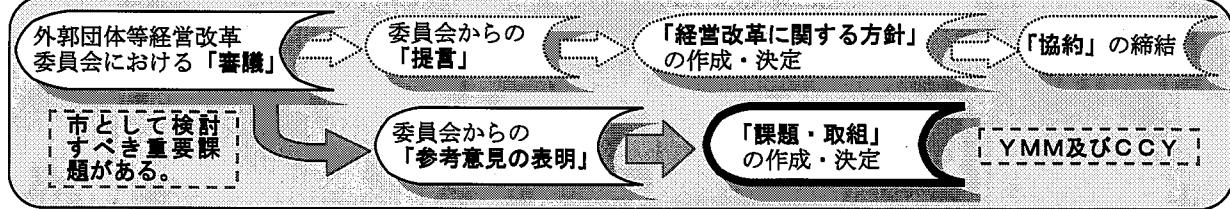
## 本市外郭団体「一般社団法人 横浜みなとみらい21」及び 「財団法人 ケーブルシティ横浜」の課題・取組案について

本市では、平成21年3月から外部の有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体ごとの経営課題について「審議」を行っており、「提言」をいただいた団体から順次、本市としての「経営改革に関する方針」を決定し、「協約」を締結することとしています。

しかしながら、この審議対象団体のうち6団体については、市として検討すべき重要課題がある等の理由により、委員会として「提言」ではなく「参考意見の表明」にとどめられました。

そこで、当局が所管する「一般社団法人 横浜みなとみらい21」(以下「YMM」という。)及び「財団法人 ケーブルシティ横浜」(以下「CCY」という。)について、検討すべき課題と今後の取組内容を示した「課題・取組案」を作成しましたので御報告します。

### 【外郭団体改革の流れ】



### 1 一般社団法人 横浜みなとみらい21 (YMM)

(設立目的・事業) みなとみらい21地区の魅力を高め、質の高い都市環境の維持・向上を図り、活力あふれる国際文化都市・横浜の発展に寄与するエリアマネジメント事業を推進する。

なお、当団体は公益認定申請を行い、平成22年9月に神奈川県から不認定の通知を受けている。

#### (1) 横浜市外郭団体等経営改革委員会における審議状況（平成23年3月30日公表）

2回（第25回委員会（平成23年1月開催）・第26回委員会（平成23年2月開催））

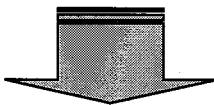
##### ア 参考意見の表明にとどめた理由

現在、YMMとCCYの「あり方」について検討しており、両団体の事業の組み換えや組織の統合も含めた詳細について、さらに幅広く検討したうえで、団体の方向性を決定する必要があるため。

##### イ 参考意見の概要

(ア) CCYとの関係では、組織統合も視野に入れて検討する必要がある。

(イ) 中期的な事業計画を策定する必要がある。



#### (2) 課題・取組案

##### ア 課題

当団体においては、CCYとの関係を整理した上で、公益認定に関する再申請の有無を検討する必要がある。

##### イ 取組内容とスケジュール

(ア) CCYとの関係整理

① 3者（市・YMM・CCY）で検討している団体の「あり方」を決定（～平成24年2月）

② 上記の検討を踏まえ、公益認定に関する再申請の有無を決定（～平成24年3月）

(イ) 中期的な事業計画の策定（～平成24年3月）

## 2 財団法人 ケーブルシティ横浜（CCY）

(設立目的・事業) みなとみらい21地区及びその周辺地区に建設される中高層建築物が原因となるテレビ電波障害を解消するための対策を行う。

### (1) 横浜市外郭団体等経営改革委員会における審議状況（平成23年3月30日公表）

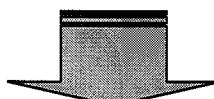
2回（第25回委員会（平成23年1月開催）・第26回委員会（平成23年2月開催））

#### ア 参考意見の表明にとどめた理由

現在、YMMとCCYの「あり方」について検討しており、両団体の事業の組み換えや組織の統合も含めた詳細について、さらに幅広く検討したうえで、団体の方向性を決定する必要があるため。

#### イ 参考意見の概要

- (ア) YMMとの統合では、公益認定への影響などの課題について検討する必要がある。
- (イ) 安定的な資産運用を含め、中期的な事業計画を早期に策定すべきである。
- (ウ) 団体業務の民間委託の可能性



### (2) 課題・取組案

#### ア 課題

当団体は、YMMとの関係整理、地上デジタル化完全移行や業務内容の精査などを踏まえ、中長期的な事業計画を策定する必要がある。

#### イ 取組内容とスケジュール

- (ア) YMMとの関係整理  
3者（市・YMM・CCY）で検討している団体の「あり方」を決定（～平成24年2月）
- (イ) 中期的な事業計画の策定（～平成24年3月）

## 3 添付資料

横浜市外郭団体等経営改革委員会からの参考意見等（YMM及びCCY部分）

## 【参考】横浜市外郭団体等経営改革委員会について

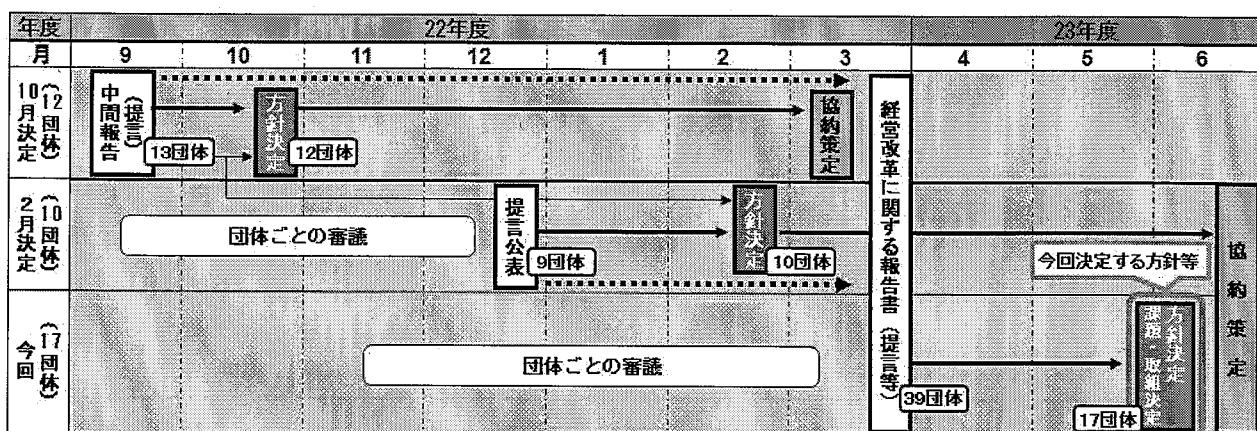
### (1) 委員会概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営改革委員会設置要綱
委 員	大野 功一 (関東学院大学学長 (経済学部教授)) 【委員長】 遠藤 淳子 (遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士) 岡村 勝義 (神奈川大学 経済学部教授) 丸山 康幸 (フェニックス・シーカ・リゾート株式会社 取締役会長) 山本 安志 (山本安志法律事務所 弁護士)
役 割	1 経営改革に関する方針の検討及び提言に関すること 2 経営改善行動計画、協約の策定に関すること 3 経営改善行動計画、協約の達成状況評価に関すること

### (2) 審議対象団体

時限設置団体などを除く全外郭団体及び(財)横浜市道路建設事業団 (39団体)

### (3) 全体の流れ



## 団体ごとの経営改革に関する参考意見の表明 横浜市外郭団体等経営改革委員会

## 一般社団法人横浜みなとみらい21

## 団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階 (TEL) 682-0021		
URL	<a href="http://www.minatomirai21.com">http://www.minatomirai21.com</a>	設立	平成21年2月23日
代表者	理事長 工藤 文昭	(	平成22年6月28日 就任 )
資本金	285,000 千円 ( うち本市出資額・割合 100,000 千円 • 35.1 % )		
主務官庁	—		
市所管課	都市整備局みなとみらい21推進課		
設立目的	みなとみらい21地区の街づくりに関わる多様な主体が一体となってエリアマネジメントを実践することにより、当地区の魅力を高め、質の高い都市環境の維持・向上を図り、もって活力あふれる国際文化都市・横浜の発展に寄与すること。		

## 委員会議論の概要

一旦不認定とされた公益認定への対応は、団体へ大きな影響を及ぼす課題であるが、市も交えて検討中である上、認定の所掌は県の審議会にあるため、経営改革委員会で方向性の提言は困難である。

また、財団法人ケーブルシティ横浜(CCY)との関係では、CCY側にも地上デジタル化完全移行や公益認定への対応といった重要な課題があり、両団体間の事業の組み換えや組織の統合も含め、課題と選択肢、メリット・デメリットを幅広く検討する必要があるが、精緻な検討はこれからである。

以上により、委員会としては経営改革の方向性を提言することが困難であるため、参考意見の表明にとどめる。

## 参考意見

- ・ 公益認定については、団体の設立趣旨や中長期的な展望も踏まえると、メインの事業である街づくり調整事業の公益性をしっかり認めてもらった上で認定を得るという方向性は理解できるが、いずれにしても認定の可否は県の審議会の所掌であり、それ以上の方向性の議論は困難である。
- ・ 公益認定を取れるとても、それまで相当の期間一般法人でやらなければならないことも想定されるため、その影響を踏まえて計画をしっかり立てる必要がある。
- ・ CCYとの関係では、組織の統合も視野に入れて検討することが必要である。
- ・ 公益事業と収益事業のバランスの問題はあるが、広告・イベントスペース貸付事業などの自主財源拡大の取組はさらに伸ばしていくことも考えられる。

## 財団法人ケーブルシティ横浜

## 団体概要 (平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市西区みなとみらい二丁目3番1号クイーンズタワーA棟12階 (TEL) 682-5370		
URL	<a href="http://www.ccv.or.jp/">http://www.ccv.or.jp/</a>	設立	平成5年6月30日
代表者	理事長 早川 和彦	(	平成20年6月25日 就任 )
資本金	170,000 千円 ( うち本市出資額・割合	40,000 千円 •	23.5 % )
主務官庁	総務省関東総合通信局放送部有線放送課		
市所管課	都市整備局みなとみらい21推進課		
設立目的	①みなとみらい21地区及びその周辺地区等に建設される中高層建築物等の原因によるテレビ電波障害の解消のため、ケーブルテレビ等によるテレビジョン放送の再送信を行う。 ②社会的発展に応じてケーブルテレビの利用に関する調査研究と自主放送番組の提供を行う。 以上の事業を通じて、地域社会の発展と公共の増進に寄与する。		

## 委員会議論の概要

経営改革の方向性を出すにあたっては、地上デジタルテレビ放送完全移行に伴う負担金ルール改訂を受けた中長期の事業計画を早期に策定する必要があるほか、公益認定への対応が団体へ大きな影響を及ぼすことが見込まれるが、申請のメリット・デメリットを含めて、平成23年度にかけて市も交えて検討中である。

また、一般社団法人横浜みなとみらい21(YMM)との関係では、事業成果に与える影響や実施の効率性、公益認定への影響や税負担の問題、負担金の使用目的適合性や組織の存続性などについて、事業の組み換えや組織の統合も含め、課題と選択肢、メリット・デメリットを幅広く検討する必要があるが、精緻な検討はこれからである。

以上により、委員会としては経営改革の方向性を提言することが困難であるため、参考意見の表明にとどめる。

## 参考意見

- ・ みなとみらい地区の開発に伴う電波障害対策や、みなとみらい地区、本牧地区のケーブルテレビ事業という団体業務からして、無理に公益認定にこだわる必要はないだろう。
- ・ 公益認定を目指しているYMMと統合した場合は問題が生じると考えられる。
- ・ 地上デジタルテレビ放送完全移行に伴い改訂された負担金ルールは、団体の事業計画に大きな影響を与えることから、安定的な資産運用を含め、中長期の事業計画を早期に策定していくべきである。
- ・ 団体業務を民間に委託することなどは考えられないのか。